

令和6年度 消防設備士義務講習

消防法第17条の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施します。消防設備士義務講習事務の一部を一般社団法人長野県消防設備協会が長野県から委託を受けて行います。

※免状番号のない方は電子申請ができませんので、郵送・持参でお申し込みください。

1 受講対象者

消防設備士免状の交付を受けている方

2 受講期限(講習区分ごと)

- (1)免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内
- (2)消防設備士講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内
 - ・令和4年度に免状の交付を受けた方、平成31年度(令和元年度)に前回の講習を受講された方の受講期限は、令和6年度末(令和7年3月31日)です。
 - ・講習区分が同一である免状の交付を新たに受けた場合は、最初に交付を受けた免状の受講期限で受講してください。
 - ・講習を受けなかった場合、免状の返納を命じられることがあります。

3 日程・会場

講習区分	実施月日	定員	場所	申込期間
消火設備 (第1～3類)	10月10日(木)	150名	長野ターミナル会館(長野市)	8月21日(水) ～ 9月5日(木)
	10月22日(火)	150名	松本市勤労者福祉センター	
避難設備・消火器 (第5・6類)	10月9日(水)	150名	長野ターミナル会館(長野市)	
	10月23日(水)	150名	松本市勤労者福祉センター	
警報設備 (第4・7類)	10月11日(金)	170名	長野ターミナル会館(長野市)	
	10月24日(木)	180名	松本市勤労者福祉センター	
特殊消防用設備等 (甲種特類)	10月22日(火)	15名	松本市勤労者福祉センター	

4 講習科目・時間割

時間	講習科目等
9:10～9:25	受付 ※受付時間を過ぎると受講できませんのでご注意ください。
9:25～9:35	オリエンテーション
9:40～12:10	法令科目 (工事整備対象設備等及び防火関係法令等)
12:10～13:00	昼食休憩
(12:30～12:50)	科目免除申請者受付
13:00～17:00	工事整備科目(工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項)
17:00～17:30	効果測定 (法令科目3問、工事科目3問)

5 講習科目の一部免除(科目免除)

受講予定日の前6か月以内に他区分の講習を受講した方または受講予定の場合は、後に受講する講習区分の法令科目が免除されます。

科目免除を申請する場合は、受講申請書の該当欄に記入してください。ただし、講習の最後に行う効果測定は一部免除されません。

6 受講手数料

1区分につき7,000円(不課税)

7 申請方法

- ・「電子申請」または「郵送・持参」

※免状番号のない免状を保有している方は「郵送・持参」で申請してください。

(1)電子申請 ※ID(12桁の免状番号)とメールアドレスが必要です。

- ・「消防設備士義務講習電子申請」からログインして希望する講習区分・受講日を選択してください。
- ・申請後、登録いただいたメールアドレス宛に、受講手数料振込口座と整理番号(3桁)を記載した「受付完了メール」を送信します。
- ・振込時に必ずメールに記載された整理番号(3桁)をご記入ください。※振込手数料はご負担ください。

(2)郵送・持参

- ・申請書をダウンロードし、必要事項を記入し、長野県収入証紙7,000円を貼付してください。

※収入証紙販売所は長野県ホームページで確認できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaikei/kurashi/kenze/shoshi/urisabaki/syoushi.html>

※郵送の場合は簡易書留でお送りください。

※持参の場合の受付時間は午前9時～午後5時(土日祝日は除く)です。

8 提出先・お問合せ先

(一社)長野県消防設備協会

〒380-0936 長野市中御所岡田178-2 長野ターミナル会館1階

TEL:026-217-3119 メールアドレス:nag-ssk@isis.ocn.ne.jp

9 受講票

- ・9月末には申請書記載の住所に郵送します。
- ・受講票の写真貼付欄に縦4cm×横3cmの写真を貼付してください。
(6か月以内に撮影した正面上三分身像、無帽、無背景)

10 当日の持ち物

消防設備士免状・受講票・筆記用具

11 留意事項

(1)各会場とも駐車場に限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

松本会場…松本市勤労者福祉センターの敷地内に駐車場があります。

長野会場…長野ターミナル会館の南側に有料の立体駐車場があります。

(講習当日に駐車券を購入できます…6時間500円、10時間1,000円)

(2)受講申込書に記入いただいた個人情報は、当講習に関する目的以外には使用しません。

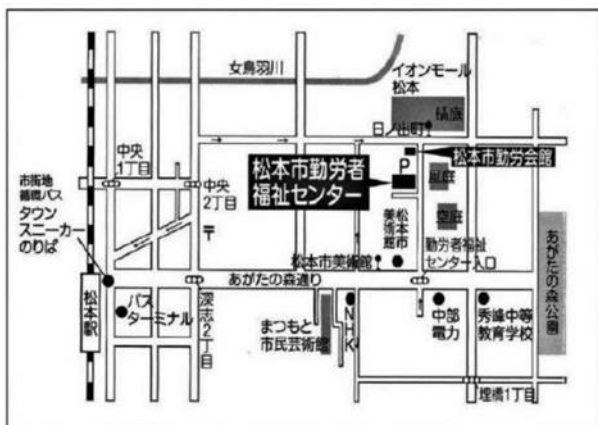
《講習会場のご案内》

○松本会場

松本市勤労者福祉センター
松本市中央4-7-26

アクセス：

JR松本駅東口から市循環バスタウンズニーカー東コース
に乗車(約10分)⇒日之出町下車⇒徒歩5分



○長野会場

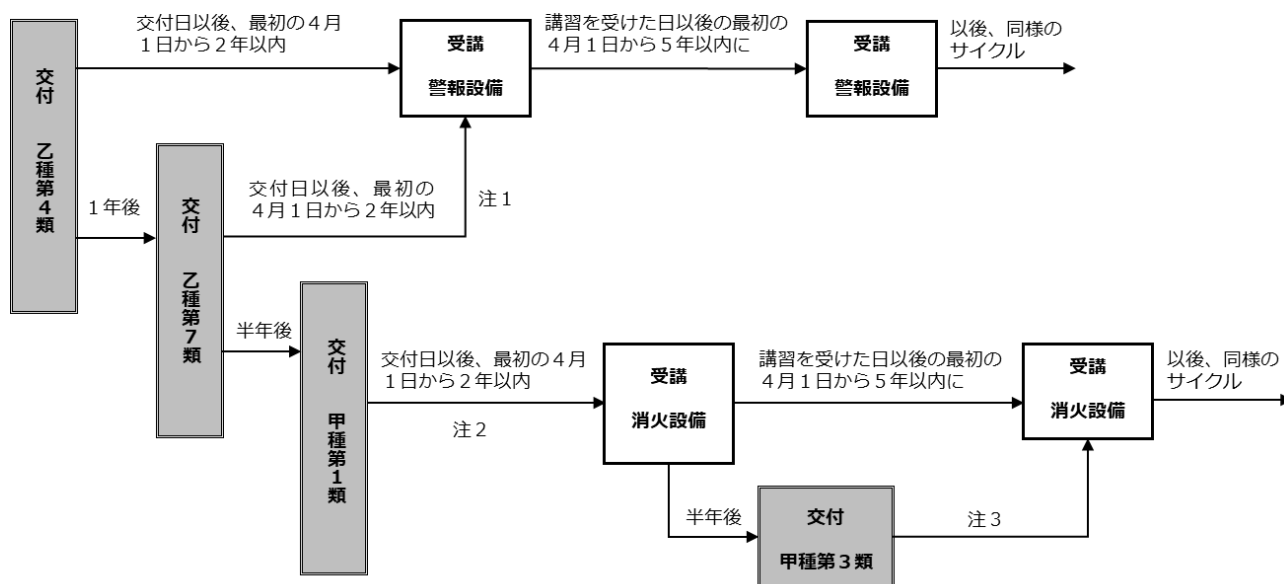
長野ターミナル会館
長野市中御所岡田町178-2

アクセス：

JR長野駅善行寺口から徒歩8分



《参考：受講期限(区分ごと)》



注1：第4類と同一の講習区分のため、「交付日以後、最初の4月1日から2年以内の義務講習」は1回のみ受講

注2：第4・7類とは講習区分が異なるため、「交付日以後、最初の4月1日から2年以内の義務講習」が必要

注3：第1類と同一の講習区分のため、第3類の交付に伴う「交付日以後、最初の4月1日から2年以内の義務講習」は不要